

虐待防止委員会設置規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人かざまぐみの各事業所における虐待の防止とその適切な対応（以下「虐待防止」という）の推進に努め、利用者の安全と人権を擁護することを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 委員会は次のとおりとする。

- 1) 委員は、必要のある員数とし、各事業所管理者、その他必要とされる者を代表理事が任命する。
- 2) 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3) 委員長は代表理事が任命し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 4) 委員長が不在の時は副委員長が職務を代理する

(委員会の開催)

第3条 委員会の開催を次のとおりとする

- 1) 委員会は原則として年1回の定例会を開催するものとし、委員長が招集する。
- 2) 臨時として、虐待の通報受付時等に委員長が招集し開催する。

(委員会の実施)

第4条 委員会は次のとおり実施する。

- 1) 倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- 2) 虐待や虐待通報があるとき、また、虐待の恐れがある時は、虐待防止責任者と連携を持って、虐待防止委員会において対応する。
- 3) 身体拘束記録、ヒヤリハット事例共有等により、内容が虐待につながる恐れがあると判断される場合は、委員会においてその内容を精査し、対応する。

(委員会の責務)

第5条 委員会の責務を次のとおりとする。

- 1) 委員会は、虐待が起こらないように事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待の無い事業環境づくりを目指す。
- 2) 委員会の委員長・委員は、日頃より虐待及び虐待につながるような行為が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求め、指導する。

(附則) 本規程は平成30年4月1日より施行する。